

議案第 22 号
議決第 号

始良市国民健康保険出産育児一時金貸付基金条例を廃止する条例
の件

始良市国民健康保険出産育児一時金貸付基金条例を廃止したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市国民健康保険出産育児一時金貸付基金条例を廃止する条例

始良市国民健康保険出産育児一時金貸付基金条例（平成22年始良市条例第66号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の始良市国民健康保険出産育児一時金貸付基金条例に規定する始良市国民健康保険出産育児一時金貸付基金に属する財産については、始良市国民健康保険特別会計事業勘定に引き継ぐものとする。